



茨城労働局発表
平成25年11月19日

担当	職業安定部職業対策課		
	課長	郡司 隆	
	課長補佐	津賀 七郎	
	地方障害者雇用担当官	高安 祐一	
	電話	029(224)6219	

民間企業の実雇用率は1.66% ～平成25年 障害者雇用状況の集計結果～

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合（法定雇用率、民間企業の場合は2.0%）以上の障害者を雇うことを義務付けており、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用状況について報告を求めています。

茨城労働局では、このほど、平成25年6月1日現在における同報告を集計しましたので、その結果を公表します。

なお、今回の集計結果を踏まえ、P3(5)のとおり労働局とハローワークが一丸となって、未達成企業の解消に取り組めます。

【集計結果の主なポイント】

【民間企業】（法定雇用率2.0%）

- ・ 雇用障害者数は4,355.0人（前年比7.2%、293.5人増加） 過去最高を更新
 - ・ 実雇用率は1.66% 前年より0.07ポイント増加
 - ・ 法定雇用率達成企業の割合は47.4% 前年より4.0ポイント低下
- 法定雇用率は平成25年4月1日に改定されています。
（民間企業の場合は1.8% 2.0%）

【公的機関等】（同2.3%、都道府県の教育委員会は2.2%）

- ・ 茨城県の機関：雇用障害者数 151.0人、実雇用率2.27%
 - ・ 茨城県教育委員会：雇用障害者数 374.0人、実雇用率2.27%
- 雇用障害者数及び実雇用率のいずれも前年を大きく上回り、法定雇用率達成となった
- ・ 市町村等：雇用障害者数 520.0人、実雇用率2.37%

【独立行政法人など】（同2.3%）

- ・ 雇用障害者数 588.0人、実雇用率2.47%

雇用障害者数のカウント方法については、P6の2、3参照

障害者雇用状況報告の集計結果（概要）

1 民間企業における雇用状況

（１）雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合

（別添第１表）

民間企業（50人以上規模の企業：法定雇用率2.0%）において雇用されている障害者の数は4,355.0人で、前年より7.2%（293.5人）増加した。

雇用者のうち、身体障害者は3,144.5人（対前年比5.8%増）、知的障害者は993.5人（同7.6%増）、精神障害者は217.0人（同31.1%増）と、いずれも前年より増加したが、特に精神障害者が大きく増加した。

実雇用率は1.66%（前年は1.59%）、法定雇用率達成企業の割合は47.4%（同51.4%）であった。

（２）企業規模別の状況（別添第２表）

企業規模別にみると、雇用されている障害者の数は、今年から新たに報告対象となった50～56人未満規模企業で71.5人、56～100人未満規模企業で472.0人、100～300人未満規模企業で1,314.5人、300～500人未満規模企業で549.0人、500～1000人未満規模企業で530.5人、1000人以上規模企業で1,417.5人であった。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率（1.66%）と比較すると

500～1,000人未満規模企業（2.10%）、同1,000人以上（1.89%）については上回った。

100～300人未満規模企業（1.59%）、同300～500人未満（1.49%）、同50～56人未満（1.40%）、同56～100人未満（1.24%）については下回った。

法定雇用率達成企業の割合は、民間企業全体の達成企業の割合（47.4%）と比較すると、

500～1,000人未満企業（56.1%）、同56～100人未満（50.1%）、同100～300人未満（47.5%）については上回った。

1,000人以上規模企業（46.9%）、同300～500人未満（39.3%）、同50～56人未満（38.1%）については下回った。

(3) 産業別の状況 (別添第3表)

産業別にみると、雇用されている障害者の数は、「農、林、漁業」が、7.0人、「建設業」が36.0人、「製造業」が1,532.0人、「電気・ガス・熱供給・水道業」が9.0人、「情報通信業」が134.0人、「運輸業、郵便業」が281.5人、「卸売業、小売業」が807.5人、「金融業、保険業」が182.0人、「不動産業、物品賃貸業」が22.5人、「学術研究、専門・技術サービス業」が48.0人、「宿泊業、飲食サービス業」が40.0人、「生活関連サービス業、娯楽業」が76.5人、「教育、学習支援業」が34.0人、「医療、福祉」が714.0人、「複合サービス業」が95.5人、サービス業が335.5人であった。

実雇用率は、民間企業全体の実雇用率(1.66%)と比較すると、「製造業」(1.88%)、「医療・福祉」(1.67%)では、それぞれ上回った。

法定雇用率達成企業の割合は、民間企業全体の達成企業の割合(47.4%)と比較すると、「農・林・漁業」(50.0%)、「製造業」(52.7%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(66.7%)、「運輸業、郵便業」(49.1%)「医療・福祉」(53.3%)、「複合サービス業」(50.0%)では、それぞれ上回った。

(4) 法定雇用率未達成企業の状況 (別添第4表)

法定雇用率未達成企業のうち、不足数が0.5人から1人である企業(1人不足企業)が、64.9%と過半数を占めている(1人不足企業のうち300人未満の企業が、96.7%を占める)。

法定雇用率未達成企業のうち、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)が、61.4%を占めている。

(5) 今後の重点的取組

本県の障害者雇用率が全国ワースト3位となったことから、次の点について強力に推進することとします。

雇用率未達成企業に対する指導の強化

県内ハローワークが一丸となって、「あと1名で雇用率を達成できる企業」の解消を図ります。特に「雇用実績があり、あと1名で雇用率を達成できる企業」に対しては、訪問による指導を強化します。

障害者就職面接会の開催

ハローワークにおいては、雇用率未達成企業に対し強力に参加を要請する。さらに、ハローワークが未達成企業への採用を呼び掛けます。

茨城障害者職業センター等との連携強化

ハローワークにおいては、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、職場適応援助及び同行紹介等、未達成企業への就職支援を行い、着実な雇用に結びつけます。

2 地方公共団体及び独立行政法人等における在職状況

地方公共団体及び独立行政法人等については、民間企業に率先垂範して障害者の雇用を推進すべき立場にあるため、平成 18 年より雇用状況について発表を行っている（別添第 5～8 表）が、下表は、そのうち未達成機関を抜粋したものである。

法定雇用率未達成機関
県西総合病院

（ 1 ）茨城県の機関（法定雇用率 2.3%） （別添第 5 表）

茨城県の機関に在職している障害者の数は 151.0 人で、前年より 5.2%（7.5 人）増加しており、実雇用率は 2.27%と、前年に比べ 0.12 ポイント上昇した。

1 機関が未達成であったが、平成 25 年 11 月 1 日現在で達成となった。

（ 2 ）茨城県教育委員会（法定雇用率 2.2%） （別添第 6 表）

茨城県教育委員会に在職している障害者の数は 374.0 人で、前年より 16.3%（52.5 人）増加しており、実雇用率は 2.27%と、前年に比べ 0.34 ポイント上昇した。

（ 3 ）市町村の機関（法定雇用率 2.3%） （別添第 7 表）

市町村の機関に在職している障害者の数は 520.0 人で、前年より 4.0%（20.0 人）増加しており、実雇用率は 2.37%と、前年に比べ 0.08 ポイント上昇した。

54 機関中 49 機関が達成、5 機関が未達成であったが、平成 25 年 11 月 1 日現在で 53 機関が達成となり 1 機関が未達成となった。

（ 4 ）独立行政法人等（法定雇用率 2.3%） （別添第 8 表）

独立行政法人等に雇用されている障害者の数は 588.0 人で、前年より 3.3%（19 人）増加しており、実雇用率は、2.47%と、前年に比べ 0.09 ポイント上昇した。

1 機関が未達成であったが、平成 25 年 11 月 1 日現在で達成となった。

都道府県別の実雇用率等の状況

注 都道府県別の状況は、企業の主たる事務所(特例子会社等の認定を受けている企業にあっては、その親会社の主たる事務所)が所在する都道府県において、集計したものである。

都道府県名	実雇用率	(対前年増減)	法定雇用率達成 企業の割合	(対前年増減)	法定雇用率達成企業の数	
全国	1.76	0.07	42.7	4.1	36,413	/ 85,314
北海道	1.85	0.07	45.6	4.5	1,425	/ 3,124
青森	1.78	0.08	46.3	1.2	385	/ 831
岩手	1.87	0.08	49.6	2.6	447	/ 902
宮城	1.71	0.08	43.0	3.4	576	/ 1,339
秋田	1.67	0.11	51.1	0.2	339	/ 664
山形	1.79	0.15	50.3	2.1	421	/ 837
福島	1.69	0.05	46.6	1.8	565	/ 1,213
茨城	1.66	0.07	47.4	4.0	641	/ 1,351
栃木	1.68	0.09	46.2	3.3	485	/ 1,049
群馬	1.73	0.14	48.1	0.3	609	/ 1,267
埼玉	1.71	0.09	39.9	4.0	1,077	/ 2,702
千葉	1.71	0.08	44.3	4.6	898	/ 2,026
東京	1.72	0.06	28.4	5.3	5,008	/ 17,626
神奈川	1.68	0.05	40.0	5.1	1,631	/ 4,077
新潟	1.65	0.06	44.7	2.9	734	/ 1,643
富山	1.80	0.09	54.3	3.0	509	/ 937
石川	1.69	0.12	48.4	4.2	441	/ 912
福井	2.27	0.00	51.3	4.3	326	/ 636
山梨	1.70	0.01	46.3	6.4	238	/ 514
長野	1.88	0.05	53.5	7.4	787	/ 1,472
岐阜	1.74	0.04	49.0	3.9	648	/ 1,322
静岡	1.72	0.07	46.0	2.9	1,187	/ 2,580
愛知	1.68	0.07	40.6	3.2	2,171	/ 5,350
三重	1.60	0.03	46.4	3.8	459	/ 989
滋賀	1.81	0.03	51.8	2.9	381	/ 735
京都	1.93	0.13	46.9	2.8	745	/ 1,588
大阪	1.76	0.07	40.7	4.2	2,822	/ 6,942
兵庫	1.84	0.05	47.4	6.6	1,426	/ 3,011
奈良	2.22	0.07	55.8	3.5	277	/ 496
和歌山	2.03	0.14	57.2	3.4	309	/ 540
鳥取	1.77	0.03	53.6	3.0	211	/ 394
島根	1.89	0.01	57.2	5.1	297	/ 519
岡山	1.93	0.11	47.9	1.9	623	/ 1,301
広島	1.84	0.06	44.2	4.3	887	/ 2,007
山口	2.33	0.05	49.6	6.8	426	/ 859
徳島	1.78	0.10	53.3	4.5	215	/ 403
香川	1.86	0.11	59.2	0.8	449	/ 759
愛媛	1.73	0.02	43.9	6.9	390	/ 889
高知	1.94	0.04	54.4	2.0	264	/ 485
福岡	1.76	0.07	45.6	4.3	1,459	/ 3,202
佐賀	2.17	0.04	63.6	5.8	335	/ 527
長崎	2.10	0.02	53.9	3.1	491	/ 911
熊本	2.08	0.11	51.5	2.9	573	/ 1,112
大分	2.15	0.05	55.0	3.7	388	/ 705
宮崎	2.04	0.08	59.3	5.9	415	/ 700
鹿児島	2.02	0.10	56.2	3.5	591	/ 1,051
沖縄	2.12	0.17	53.0	4.7	432	/ 815

法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる）。

民間企業	一般の民間企業 2.0% （50人以上規模の企業） 特殊法人等 2.3% （労働者数43.5人以上規模の特殊法人、 独立行政法人、国立大学法人等）
○ 国、地方公共団体	2.3% （43.5人以上規模の機関）
都道府県等の教育委員会	2.2% （45.5人以上規模の機関）

（カッコ内は、それぞれの割合（法定雇用率）によって1人以上の障害者を雇用しなければならないこととなる企業等の規模である。）

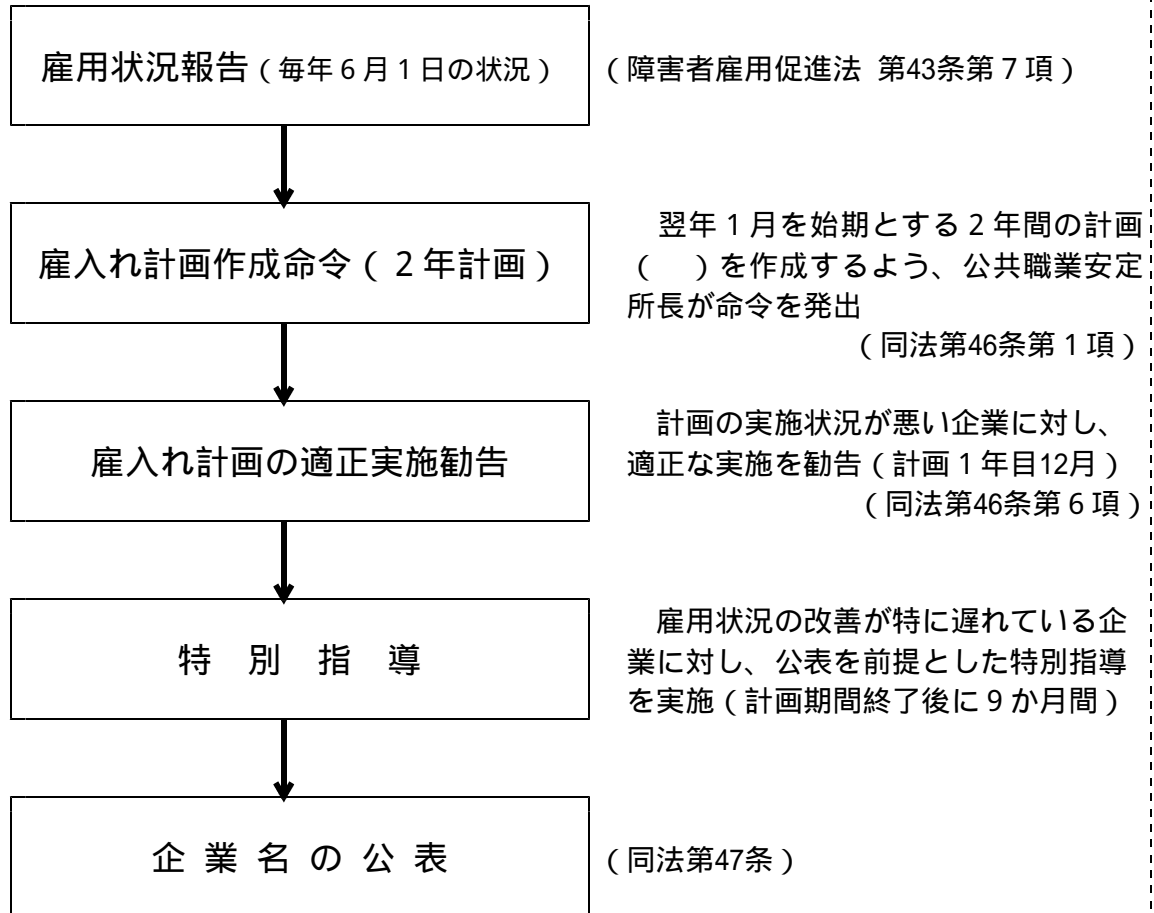
【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

- 1 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。
- 2 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。
- 3 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



不足数の特に多い企業については、当該企業の幹部に対し、厚生労働省本省による直接指導も実施している。

〔指導実績 (全国)〕

平成24年度の実績

* 「雇入れ計画作成命令」の発出	221社
* 雇入れ計画の「適正実施勧告」	252社
* 「特別指導」の実施	49社

雇入れ計画を実施中の企業 785社 (24年度)

企業名の公表

平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、
18年度 2社、19年度 3社 (うち1社は再公表)、20年度 4社、
21年度 7社 (うち1社は再公表)、22年度 6社 (うち2社は再公表)

平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。

障害者の雇用状況

茨城労働局職業安定部職業対策課

平成25年6月1日現在の「障害者雇用状況報告」結果概要は次のとおりである。

1 民間企業における雇用状況（法定雇用率2.0%）

県内に本社を置く従業員規模50人以上の企業を報告対象としたものである。

報告対象は1,351企業で、雇用されている障害者数は4,355人、実雇用率は1.66%、雇用率達成企業の割合は47.4%となっている。

以下詳細については、次表のとおりである。

第1表 民間企業における障害者雇用状況

調査日	区分	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	障害者数 合計 (K + L + M)	実雇用率	雇用率達成企業数	達成企業の割合
				重度身体障害者	重度身体障害者以外	短時間重度身体障害者	短時間重度身体障害者以外	重度知的障害者	重度知的障害者以外	短時間重度知的障害者	短時間重度知的障害者以外	精神障害者	短時間精神障害者	身体計 (A×2 + B + C + D×0.5)	知的計 (E×2 + F + G + H×0.5)	精神計 (I + L×0.5)				
平成25年6月1日		1,351	262,791.0	932	1,116	98	133	161	565	40	133	167	100	3,144.5	993.5	217.0	4,355.0	1.66	641	47.4
平成24年6月1日		1,200	255,831.5	860	1,094	100	118	159	526	27	104	129	73	2,973.0	923.0	165.5	4,061.5	1.59	617	51.4

（注1 「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

（注2 重度身体障害者又は重度知的障害者については、1人の雇用をもって2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてダブルカウントされる。

（注3 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については、1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

（注4 平成18年4月1日からは、精神障害者（精神障害者保健福祉手帳所持者）である労働者（短時間労働者は1人をもって0.5人分）も雇用率の対象となった。

第2表 民間企業における規模別障害者雇用状況

規模別	区分	年度	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	障害者数 合計 (K + L + M)	実雇用率	雇用率達成企業数	達成企業の割合
					重度身体障害者	重度身体障害者以外	短時間重度身体障害者	短時間重度身体障害者以外	重度知的障害者	重度知的障害者以外	短時間重度知的障害者	短時間重度知的障害者以外	精神障害者	短時間精神障害者	身体計 (A×2 + B + C + D×0.5)	知的計 (E×2 + F + G + H×0.5)	精神計 (I + L×0.5)				
50～ 56人未満	25年	97	5,119.5	10	22	3	2	5	7	1	0	6	3	46.0	18.0	7.5	71.5	1.40	37	38.1	
	24年	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
56～ 100人未満	25年	531	38,178.0	89	152	15	17	11	66	3	10	19	7	353.5	96.0	22.5	472.0	1.24	266	50.1	
	24年	491	36,097.5	85	138	15	9	10	57	2	14	15	12	327.5	86.0	21.0	434.5	1.20	240	48.9	
100～ 300人未満	25年	543	82,627.0	274	366	25	50	38	164	14	54	53	33	964.0	281.0	69.5	1,314.5	1.59	258	47.5	
	24年	519	79,587.5	243	363	30	41	31	161	13	39	47	18	899.5	255.5	56.0	1,211.0	1.52	270	52.0	
300～ 500人未満	25年	107	36,756.5	123	137	18	15	20	61	5	11	24	10	408.5	111.5	29.0	549.0	1.49	42	39.3	
	24年	110	37,179.5	125	144	18	11	26	58	5	9	18	10	417.5	119.5	23.0	560.0	1.51	58	52.7	
500～ 1000人未満	25年	41	25,294.0	97	124	13	15	37	71	10	11	20	23	338.5	160.5	31.5	530.5	2.10	23	56.1	
	24年	46	28,109.0	94	146	12	11	33	63	2	9	19	14	351.5	135.5	26.0	513.0	1.83	31	67.4	
1000人 以上	25年	32	74,816.0	339	315	24	34	50	196	7	47	45	24	1,034.0	326.5	57.0	1,417.5	1.89	15	46.9	
	24年	34	74,858.0	313	303	25	46	59	187	5	33	30	19	977.0	326.5	39.5	1,343.0	1.79	18	52.9	
合計	25年	1,351	262,791.0	932	1,116	98	133	161	565	40	133	167	100	3,144.5	993.5	217.0	4,355.0	1.66	641	47.4	
	24年	1,200	255,831.5	860	1,094	100	118	159	526	27	104	129	73	2,973.0	923.0	165.5	4,061.5	1.59	617	51.4	

第3表 民間企業における産業別障害者雇用状況

区分 産業別	年度	企業数	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	障害者数合計 (K + L + M)	実雇用率	雇用率達成企業数	達成企業の割合
				重度身体障害者	重度身体障害者以外	短時間重度身体障害者	短時間重度身体障害者以外	重度知的障害者	重度知的障害者以外	短時間重度知的障害者	短時間重度知的障害者以外	精神障害者	短時間精神障害者	身体計 (A×2 + B + C + D×0.5)	知的計 (E×2 + F + G + H×0.5)	精神計 (I + J×0.5)				
農、林、漁業	25年	4	425.0	1	1	0	0	0	4	0	0	0	0	3.0	4.0	0.0	7.0	1.65	2	50.0
	24年	2	239.5	1	0	0	0	0	4	0	0	1	0	2.0	4.0	1.0	7.0	2.92	2	100.0
鉱業、採石業、砂利採取業	25年	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0	-
	24年	0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	-	0	-
建設業	25年	32	3,263.0	10	12	0	0	1	0	0	0	2	0	32.0	2.0	2.0	36.0	1.10	13	40.6
	24年	26	2,861.5	9	13	0	0	0	1	0	0	1	0	31.0	1.0	1.0	33.0	1.15	14	53.8
製造業	25年	425	81,317.0	327	427	16	14	69	216	7	10	60	4	1,104.0	366.0	62.0	1,532.0	1.88	224	52.7
	24年	386	82,148.0	327	415	11	13	70	203	6	6	46	4	1,086.5	352.0	48.0	1,486.5	1.81	221	57.3
電気・ガス・熱供給・水道業	25年	6	691.5	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	9.0	0.0	0.0	9.0	1.30	4	66.7
	24年	5	650.0	2	2	0	0	0	0	0	0	1	0	6.0	0.0	1.0	7.0	1.08	2	40.0
情報通信業	25年	33	8,812.5	40	43	1	2	0	0	0	1	8	1	125.0	0.5	8.5	134.0	1.52	10	30.3
	24年	33	9,322.0	36	46	0	2	0	0	0	0	7	2	119.0	0.0	8.0	127.0	1.36	13	39.4
運輸業、郵便業	25年	108	17,025.5	53	94	2	8	9	39	3	7	9	6	206.0	63.5	12.0	281.5	1.65	53	49.1
	24年	98	16,079.5	40	87	7	5	7	35	0	3	5	2	176.5	50.5	6.0	233.0	1.45	45	45.9
卸売業、小売業	25年	153	51,471.5	127	150	27	35	49	169	13	68	25	40	448.5	314.0	45.0	807.5	1.57	56	36.6
	24年	138	52,254.5	132	156	29	48	50	158	9	55	18	33	473.0	294.5	34.5	802.0	1.53	54	39.1
金融業、保険業	25年	14	10,970.0	61	43	5	7	0	2	0	0	6	1	173.5	2.0	6.5	182.0	1.66	3	21.4
	24年	13	11,054.0	63	45	5	3	0	2	0	1	3	1	177.5	2.5	3.5	183.5	1.66	5	38.5
不動産業、物品賃貸業	25年	13	2,257.0	5	8	1	0	0	3	0	0	0	1	19.0	3.0	0.5	22.5	1.00	2	15.4
	24年	11	1,973.0	6	7	1	0	0	3	0	0	0	1	20.0	3.0	0.5	23.5	1.19	5	45.5
学術研究、専門・技術サービス業	25年	22	3,233.5	16	13	1	0	0	0	0	0	2	0	46.0	0.0	2.0	48.0	1.48	10	45.5
	24年	19	2,586.0	10	10	0	0	1	0	0	0	1	0	30.0	2.0	1.0	33.0	1.28	9	47.4
宿泊業、飲食サービス業	25年	25	3,107.0	6	2	3	3	1	12	1	7	3	0	18.5	18.5	3.0	40.0	1.29	11	44.0
	24年	24	3,120.5	4	3	5	1	1	14	1	5	2	0	16.5	19.5	2.0	38.0	1.22	12	50.0
生活関連サービス業、娯楽業	25年	49	6,917.0	12	18	2	9	2	9	3	1	6	11	48.5	16.5	11.5	76.5	1.11	22	44.9
	24年	41	6,042.0	12	25	3	2	1	9	3	0	6	12	53.0	14.0	12.0	79.0	1.31	19	46.3
教育、学習支援業	25年	26	3,052.0	12	8	0	0	1	0	0	0	0	0	32.0	2.0	0.0	34.0	1.11	10	38.5
	24年	16	2,401.5	12	6	0	0	1	0	0	0	0	0	30.0	2.0	0.0	32.0	1.33	10	62.5
医療、福祉	25年	300	42,701.0	163	173	19	24	21	79	12	32	22	26	530.0	149.0	35.0	714.0	1.67	160	53.3
	24年	257	39,182.0	138	164	18	23	18	65	7	29	17	16	469.5	122.5	25.0	617.0	1.57	152	59.1
複合サービス業	25年	26	5,808.0	24	14	5	2	3	9	0	1	9	6	68.0	15.5	12.0	95.5	1.64	13	50.0
	24年	25	5,724.0	18	18	5	0	2	11	0	1	8	0	59.0	15.5	8.0	82.5	1.44	10	40.0
サービス業（他に分類されないもの）	25年	115	21,739.5	72	107	16	29	5	23	1	6	15	4	281.5	37.0	17.0	335.5	1.54	48	41.7
	24年	106	20,193.5	50	97	16	21	8	21	1	4	13	2	223.5	40.0	14.0	277.5	1.37	44	41.5
合計	25年	1,351	262,791.0	932	1,116	98	133	161	565	40	133	167	100	3,144.5	993.5	217.0	4,355.0	1.66	641	47.4
	24年	1,200	255,831.5	860	1,094	100	118	159	526	27	104	129	73	2,973.0	923.0	165.5	4,061.5	1.59	617	51.4

第4表 障害者不足数階級別の法定雇用率未達成企業数

区分 規模別	法定雇用率未達成企業の数	未達成企業のうち障害者の数が0人である企業数					
		うち1人不足	うち2人不足	うち3人不足	うち4人不足	うち5人以上不足	
計	710	461	151	56	18	24	436
	100.0%	64.9%	21.3%	7.9%	2.5%	3.4%	61.4%
50～56人未満	60	60	0	0	0	0	58
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	96.7%
56～100人未満	265	265	0	0	0	0	258
	100.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	97.4%
100～300人未満	285	121	124	29	8	3	120
	100.0%	42.5%	43.5%	10.2%	2.8%	1.1%	42.1%
300～500人未満	65	9	17	21	10	8	0
	100.0%	13.8%	26.2%	32.3%	15.4%	12.3%	0.0%
500～1000人未満	18	4	7	3	0	4	0
	100.0%	22.2%	38.9%	16.7%	0.0%	22.2%	0.0%
1000人以上	17	2	3	3	0	9	0
	100.0%	11.8%	17.6%	17.6%	0.0%	52.9%	0.0%

2 茨城県の機関及び市町村等における雇用状況

都道府県及び市町村等の障害者任免状況通報対象機関（法定雇用率2.3%）は、算定基礎職員数43.5人以上の機関を対象としたものである。

茨城県の機関の通報対象は4機関で、雇用されている障害者数は151人、実雇用率は2.27%、市町村等の通報機関は54機関で、雇用されている障害者数は520.0人、実雇用率は2.37%となっている。

また、都道府県の教育委員会（法定雇用率2.2%）は、算定基礎職員数45.5人以上の機関を通報対象としたものである。

茨城県教育委員会では、雇用されている障害者数は374人、実雇用率は2.27%となっている。

以下詳細については、次表のとおりである。

第5表 県の機関の雇用状況

区分 機関名	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者数	実雇用率	不足数	備考
計	6,653.0 (6,659.5)	151.0 (143.5)	2.27 (2.15)	1.0 (0.5)	()内は、平成24年6月1日現在の数値。
茨城県知事部局	5,311.5	123.0	2.32	0.0	
茨城県病院局	521.0	11.0	2.11	0.0	
茨城県企業局	191.5	4.0	2.09	0.0	
茨城県警察本部	629.0	13.0	2.07	1.0	平成25年11月1日現在で、障害者数14名、実雇用率2.22、不足0人となった。

第6表 県教育委員会の雇用状況

区分 機関名	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者数	実雇用率	不足数	備考
茨城県教育委員会	16,511.5 (16,648.0)	374.0 (321.5)	2.27 (1.93)	0.0 (10.5)	()内は、平成24年6月1日現在の数値。

- 注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数(旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数)を除いた職員数である。
- 2 欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。
- 3 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数(1未満の端数を切り捨て)から欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。

第7表 各市町村等の雇用状況

区分		法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	障害者数	実雇用率	不足数	備考
機関名						
計		21,929.5 (21,825.0)	520.0 (500.0)	2.37 (2.29)	7.5 (5.0)	は雇用率未達成機関。 ()内は、平成24年6月1日現在の数値である。
1	水戸市役所	1,098.0	27.0	2.46	0.0	
2	水戸市教育委員会	346.0	8.0	2.31	0.0	
3	水戸市水道部	117.0	5.0	4.27	0.0	
4	ひたちなか市役所	860.0	22.5	2.62	0.0	特例認定あり。
5	那珂市役所	439.5	10.0	2.28	0.0	特例認定あり。
6	茨城町役場	244.0	7.0	2.87	0.0	特例認定あり。
7	大洗町役場	150.0	3.0	2.00	0.0	教育委員会は43.5人未満のため調査対象外。
8	城里町役場	181.0	4.0	2.21	0.0	
9	城里町教育委員会	73.0	2.0	2.74	0.0	
10	東海村役場	459.5	12.0	2.61	0.0	特例認定あり。
11	笠間市役所	762.0	17.0	2.23	0.0	特例認定あり。
12	日立市役所	1,157.5	26.5	2.29	0.0	特例認定あり。
13	筑西市役所	742.0	18.0	2.43	0.0	
14	筑西市教育委員会	151.0	3.0	1.99	0.0	
15	結城市役所	313.0	7.0	2.24	0.0	教育委員会は43.5人未満のため調査対象外。
16	桜川市役所	486.0	9.0	1.85	2.0	特例認定あり。平成25年11月1日現在で、障害者数11.5名、実雇用率2.36%、不足数0人となった。
17	県西総合病院	167.0	2.0	1.20	1.0	
18	下妻市役所	341.0	8.0	2.35	0.0	
19	下妻市教育委員会	129.0	3.0	2.33	0.0	
20	八千代町役場	146.0	2.0	1.37	1.0	特例認定(認定年月日平成25年8月20日)により不足数が解消されている。
21	土浦市役所	798.0	21.5	2.69	0.0	特例認定あり。
22	つくば市役所	1,168.0	27.0	2.31	0.0	
23	つくば市教育委員会	169.5	3.0	1.77	0.0	
24	かすみがうら市役所	378.0	10.0	2.65	0.0	特例認定あり。
25	阿見町役場	291.0	6.0	2.06	0.0	特例認定あり。
26	古河市役所	945.5	21.0	2.22	0.0	特例認定あり。
27	境町役場	297.5	7.0	2.35	0.0	特例認定あり。
28	五霞町役場	93.5	3.0	3.21	0.0	教育委員会は43.5人未満のため調査対象外。
29	常総市役所	483.0	13.0	2.69	0.0	特例認定あり。
30	守谷市役所	423.0	9.0	2.13	0.0	特例認定あり。
31	坂東市役所	578.0	13.0	2.25	0.0	特例認定あり。
32	つくばみらい市	319.0	5.0	1.57	2.0	平成25年8月1日現在で、障害者数9名、実雇用率2.80%、不足数0人となった。
33	つくばみらい市教育委員会	85.0	1.0	1.18	0.0	

区分 機関名		法定雇用 障害者数の 算定の基礎 となる職員数	障害者数	実雇用率	不足数	備考
34	石岡市	615.5	16.0	2.60	0.0	特例認定あり。
35	小美玉市役所	402.0	11.0	2.74	0.0	特例認定あり。
36	常陸大宮市役所	446.0	11.0	2.47	0.0	特例認定あり。
37	常陸太田市役所	366.0	13.0	3.55	0.0	
38	常陸太田市教育委員会	99.0	3.0	3.03	0.0	
39	大子町役場	200.0	5.0	2.50	0.0	教育委員会は43.5人未満のため調査対象外。
40	龍ヶ崎市役所	472.5	11.0	2.33	0.0	特例認定あり。
41	取手市役所	527.0	13.0	2.47	0.0	
42	取手市教育委員会	100.0	3.0	3.00	0.0	
43	牛久市役所	342.0	8.0	2.34	0.0	特例認定あり。
44	稲敷市役所	475.0	10.0	2.11	0.0	特例認定あり。
45	利根町役場	157.0	3.0	1.91	0.0	特例認定あり。
46	河内町役場	115.0	4.0	3.48	0.0	教育委員会は43.5人未満のため調査対象外。
47	美浦村役場	124.0	4.0	3.23	0.0	教育委員会は43.5人未満のため調査対象外。
48	高萩市役所	290.0	6.0	2.07	0.0	特例認定あり。
49	北茨城市役所	470.0	10.0	2.13	0.0	特例認定あり。
50	鹿嶋市役所	680.0	17.0	2.50	0.0	特例認定あり。
51	潮来市役所	276.0	8.0	2.90	0.0	特例認定あり。
52	神栖市役所	604.0	13.0	2.15	0.0	特例認定あり。
53	行方市役所	364.0	8.0	2.20	0.0	特例認定あり。
54	鉾田市役所	413.0	7.5	1.82	1.5	特例認定あり。平成25年6月4日現在で、障害者数9.5名、実雇用率2.29%、不足数0人となった。

注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数」とは、職員総数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を元に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。

2 欄の「障害者数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、短時間勤務職員以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 欄の「不足数」とは、欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。

4 特例認定とは、市町村部局及び教育委員会等機関の申請に基づき、厚生労働大臣の認定を受けた場合に限り、特例的に、教育委員会等の機関に勤務する職員を当該市町村部局に勤務する職員とみなすものである。

3 独立行政法人等における雇用状況（法定雇用率2.3%）

県内に本部を置く算定基礎労働者数43.5人以上の機関を対象としたものである。
報告対象は18機関で、雇用されている障害者数は588人、実雇用率は2.47%となっている。
以下詳細については、次表のとおりである。

第8表 独立行政法人等の雇用状況

機関名		区分		法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数	障害者数	実雇用率	不足数	備考
計				23,784.5 (23,952.0)	588.0 (569.0)	2.47 (2.38)	3.0 (1.0)	()内は、平成24年6月1日現在の数値である。
1	(独) 建築研究所			135.5	5.0	3.69	0.0	
2	(独) 国際農林水産業研究センター			298.0	6.0	2.01	0.0	
3	(独) 国立環境研究所			698.0	17.0	2.44	0.0	
4	(独) 産業技術総合研究所			4,527.0	109.5	2.42	0.0	
5	(独) 種苗管理センター			310.5	9.0	2.90	0.0	
6	(独) 森林総合研究所			1,165.0	31.5	2.70	0.0	
7	(独) 土木研究所			587.0	10.0	1.70	3.0	平成25年11月1日現在で、障害者数13人、実雇用率2.20%、不足数0人となった。
8	(独) 日本原子力研究開発機構			4,463.0	103.0	2.31	0.0	
9	(独) 農業環境技術研究所			271.5	6.0	2.21	0.0	
10	(独) 農業・食品産業技術総合研究機構			3,812.0	90.5	2.37	0.0	
11	(独) 農業生物資源研究所			665.0	17.0	2.56	0.0	
12	(独) 物質・材料研究機構			1,250.5	31.0	2.48	0.0	
13	(独) 防災科学技術研究所			249.0	5.5	2.21	0.0	
14	(独) 教員研修センター			51.0	3.0	5.88	0.0	
15	(国) 茨城大学			577.0	14.0	2.43	0.0	
16	(国) 筑波技術大学			155.0	23.0	14.84	0.0	
17	(国) 筑波大学			3,615.0	85.0	2.35	0.0	
18	(大学共同) 高エネルギー加速器研究機構			954.5	22.0	2.30	0.0	

注1 欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者総数から除外率相当数（身体障害者及び知的障害者が就業することが困難であると認められる職種が相当の割合を占める業種について定められた率を乗じて得た数）を除いた労働者数である。

2 欄の「障害者数」とは、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害者及び重度知的障害者については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしている。

3 欄の「不足数」とは、欄の労働者数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数を切り捨て）から欄の障害者数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。

したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0.0となることがあり、この場合には法定雇用率達成となる。

障害者雇用率の見直し

障害者雇用率は、少なくとも5年ごとに、労働者と失業者の総数に対する身体又は知的障害者である労働者と失業者の総数の割合の推移を勘案して、政令で定めることとなっている。

平成24年は、前回(19年)の見直しから5年が経過していることから、必要な調査を行った結果、政令を改正し、平成25年4月1日から障害者雇用率を引き上げることになった。

* 平成24年6月 政令改正・公布

引き上げ後の雇用率(平成25年4月1日施行)

事業主区分	雇用率	
	平成10年7月1日～ 平成25年3月31日	平成25年4月1日以降
民間企業 ()	1.8%	<u>2.0%</u>
国、地方公共団体等	2.1%	<u>2.3%</u>
都道府県等の教育委員会	2.0%	<u>2.2%</u>

今回の雇用率の見直しに伴い、障害者を1人以上雇用しなければならない民間企業の範囲が、従業員56人以上から50人以上となった。